

医療・介護ベッド使用時にかかる意識調査

平成24年10月15日
消費者庁 消費者安全課

医療・介護ベッド用手すりによる事故状況

- 以前から、介護ベッド用手すり(サイドレールなど)による死亡・重傷事故が発生。
- 死亡事故の多くは、利用者の首がサイドレールとサイドレールのすき間やベッドボードとサイドレールのすき間に挟み込まれたことによるもの。
- 平成24年度には、既に4件の死亡事故が発生している。

【事故状況の例】

サイドレールとサイドレールすき間



ベッドボードとサイドレールすき間



サイドレールとベッドフレームの間



サイドレール自体の空間



【事故件数】

(平成24年10月2日現在)

平成19年度	12件(うち死亡 8件)
平成20年度	15件(うち死亡 3件)
平成21年度	7件(うち死亡 3件)
平成22年度	12件(うち死亡 6件)
平成23年度	11件(うち死亡 8件)
平成24年度	6件(うち死亡 4件)
計	63件(うち死亡32件)

※消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行(事故報告が義務化)されたのは、平成19年5月。公表事案の中には原因を調査中のもの、製品起因ではないと思われるものも含まれる。

事故に対する再発防止策

- 事業者は、これまで、病院、高齢者施設、在宅介護の家庭などに、介護ベッドの安全使用マニュアル等を配布。併せて、手すりとのすき間を埋める挟み込み防止用具(簡易スペーサーや手すりを覆うカバー等)の提供案内を実施。
- また、平成21年3月に、JIS規格が改正され、頭や首などを挟み込む事故を防ぐためのすき間の基準強化による新JIS製品への切り替えが進められているところ。
- 経産省、厚労省は、本年6月に都道府県等の所管部署を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者など2万7千カ所に対し、点検依頼と注意喚起を実施。
- 消費者庁としても、国民生活センターや消費生活センターに、広報誌やホームページ掲載により、注意喚起を依頼。(消費者庁の注意喚起:平成22年度4回、平成23年度4回、平成24年度4回)

【事業者や関係省庁が配布しているチラシの例】



医療・介護ベッド安全点検チェック表		
氏名		記入日: 年 月 日
チェック項目 当チェック項目ごとに危険がないか確認。必要に応じて対応を行ってください。※チェック項目が隠れないように、もしも対応したら必ず記入しましょう。		
チェック項目	事故事例と対応方法	チェック欄
①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか? (※図の赤丸の箇所にて、必ず安全で固定のためのすき間寸法の目安は、直径40mmの物が入り込まないこと、もしくは25.5mm以上です。)	<p><事故事例> 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p><対応方法> ●ベッドの高い位置を調整し、利用者が身を乗り出さないように注意しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や布等をに入れて埋めましょう。 ●事故は発生が想定される寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/>
②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか? (※図の赤丸の箇所にて、必ず安全で固定のためのすき間寸法の目安は、直径40mmの物が入り込まないこと、もしくは25.5mm以上です。)	<p><事故事例> ベッドの背を上げ状態で、目を凝らしている間に利用者がかんざしを差し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p><対応方法> ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフロントに取ります。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●事故は発生が想定される寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/>
③サイドレール等に頭を押し込みそうなすき間はありませんか? (※図の赤丸の箇所にて、必ず安全で固定のための目安は、直径15mmの物が入り込まないことです。)	<p><事故事例> ベッドから起き上がる際にかんざしを差し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p><対応方法> ●かんざしを差したサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/>
④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか?	<p><事故事例> 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護者がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p><対応方法> ●ベッドを操作する前、操作の裏返し動作を止めて利用者の状態を確認し、手や足を挟む方向が立っている場合は必ず、手や足を挟む方向に注意が必要(必ず)です。 ●かんざしを差したサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。</p>	<input type="checkbox"/>

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

【挟み込み防止用具の例】



医療・介護ベッド使用時にかかる意識調査

調査目的

これまで事業者や関係省庁が行ってきた注意喚起が、医療・介護ベッドを使って介護している方にどれほど伝わっているか、伝わっている場合、注意喚起に基づき安全を意識した対応を行っているか等を把握する。

調査内容

- ◆ 調査方法 : Webによるアンケート調査
- ◆ 調査対象 : 約6000人の在宅介護者
※6000人のうち、何人が介護ベッドを使用しているかは不明
- ◆ 回収サンプル数 : 1000程度を目標

スケジュール(P)

- 10月 1週目 : 調査開始
- 10月中 : 調査
- 11月中メド : 取りまとめ

質問項目

- ✓ 介護ベッドによる事故が発生し、問題になっていることを知っているか。
- ✓ 行政やベッドメーカーから注意喚起が行われていることを知っているか。
- ✓ 注意喚起は、どのように知ったか。
- ✓ 注意喚起に従い、どのような対応策をとっているか。
- ✓ 介護ベッドの使用時に、被介護者への危険を感じたことはあるか。

等